

岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例

附則第7項の規定による給料月額に関する規則

令和5年3月24日 規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号。以下「給与条例」という。)附則第7項の規定による給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員に対する通知)

第2条 任命権者は、給与条例附則第7項又は第8項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、管理者が定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第7項の規定による給料月額その他同項及び給与条例附則第8項の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。